

令和6年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会  
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和6年7月22日(月) 10:00～11:45

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会	理事	大塚 佳子
船橋歯科医師会	副会長	山崎 繁夫
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	伊藤 志保
船橋市自治会連合協議会	副会長	加瀬 武正
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子 千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出 正明
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代 隆治
児童養護施設おんちよう園	園長	本間 敏子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本 裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田 和子
船橋市私立幼稚園連合会	会長	尾木 修介
船橋市PTA連合会	会長	佐原 摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	人権擁護委員	鈴木 登
千葉県市川児童相談所	船橋支所長	児玉 亮
千葉県女性サポートセンター	所長	中村 芳美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	小山 毅
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	金子 雄介
健康福祉局長		川端 輝彦
こども家庭部長		森 昌春
学校教育部長		日高 祐一郎

(2) 事務局

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

課長	鈴木 尚哉
課長補佐	藤沢 徹
係長	村田 真一
主任主事	荒井 孝之
主任主事	伊大知 志帆

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

家庭児童相談室	所長	河南	和代
	主事	嘉茂	啓人
	主事	藤井	聖也

(3) 関係部局

健康福祉局こども家庭部こども家庭支援課

課長	大塚	智
副主幹	神越	恵子
技師	宮本	咲也香

4 欠席者

—

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況【公開】
- (2) 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営について【公開】
- (3) 関係機関の取り組み状況【公開】
  - ① 千葉県市川児童相談所
  - ② 千葉県女性サポートセンター
  - ③ 船橋警察署
  - ④ 船橋東警察署
- (4) 令和4年度実績及び令和5年度の取り組み（船橋市）
  - ① 家庭児童相談室【公開】
  - ② 女性相談室【公開】
- (5) 報告事項【公開】
  - ① 船橋市児童相談所の設置について

6 傍聴者の定員、実数 定員5人 実数1人

7 議事

【藤沢課長補佐】

本日は、お忙しい中、令和6年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域

協議会代表者会議にご出席いただきありがとうございます。

私は、しばらくの間進行役を務めさせていただきます児童相談所開設準備課の藤沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送付させていただきました資料は、

「次第」及び「代表者会議委員名簿」、「席次表」

資料1 「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況」

資料2 「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営について」

資料3 「千葉県市川児童相談所資料」

資料4 「千葉県女性サポートセンター資料」

資料5 「千葉県船橋警察署資料」

資料6 「千葉県船橋東警察署資料」

資料7-1及び7-2 「船橋市家庭児童相談室相談における相談実績と取り組みに関する資料」

資料8 「船橋市女性相談室の状況の資料」

資料9 「船橋市児童相談所の設置について」

でございます。

ただ今申し上げました資料の不足がございましたらお持ちしますが、不足はありませんでしょうか。

続きましてマイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつきましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度マイクのスイッチを押し赤いランプを消していただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。当協議会会長であります、健康福祉局長 川端 輝彦よりご挨拶申し上げます。川端会長よろしくお願いいたします。

## [1] 会長挨拶

### 【川端会長】

ただいま紹介のありました、本年度より協議会会長を務めさせていただきます、健康福祉局長の川端でございます。

本日は、大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、資料をご作成いただき、ご報告いただく関係機関の皆様におかれましては、資料作成誠にありがとうございました。

そして皆様方には、本市の健康・福祉行政、特に児童福祉行政にご協力を賜り

まして、ありがとうございます。

さて、皆様ご存じのとおり、当市におきましては船橋市のすべてのこどもたちの安全で安心な生活を守るため、市児童相談所を令和8年7月に開設する予定です。このため、本年6月28日付けで児童相談所の建設工事契約を締結したことを、ご報告申し上げます。

こども家庭庁が発表した令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、速報値で約22万件となり過去最多となっております。この後説明がございしますが、令和5年度に本市の家庭児童相談室で虐待相談として受けたものについては680件、令和4年度と比較し減少しておりますが、虐待相談以外を含む相談件数の総数としては、1,614件と高止まりの状況が続いております。

そのような中で、すでに報道等でご存じの方も多いと思いますが、本市にお住いのご家庭で、0歳児の方が亡くなるというような事件も発生しております。

まずはお子さんのご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。当該乳児については、千葉市から本市への転入後、市川児童相談所で取り扱っていただいている中で、本市としても、効果的に地域で支援できるよう、家庭児童相談室での会議の開催や保健センターでの家庭訪問などをしていたところ

です。松戸市長からも7月の定例記者会見で述べた通り、本市として、現時点では適切な対応をしたものと理解しておりますが、市独自の児童相談所の設置を進める中で、このような悲しい事案が生じたことを重く受け止め、こうした事案が二度と起こることがないように、大切な幼い命を守るため何かの支援をこどもに届けることができなかつたのか、課題がなかつたのかという観点から、今後市の対応について、第三者を入れた組織において検証していく予定です。

本日の会議では、要保護児童及びDV対策地域協議会の運用変更及び各関係機関より相談件数や取り組みに関する報告などをご報告させていただく予定でございますので、皆様からの忌憚のないご意見・ご指摘を頂戴したくよろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

## [2]委員紹介

### 【藤沢課長補佐】

続きます、委員の皆様方を私からご紹介させていただきます。

船橋市医師会 理事 大塚 佳子 様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 山崎 繁夫 様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 伊藤 志保 様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 加瀬 武正 様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美 様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出 正明 様でございます。

船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治 様でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間 敏子 様でございます。

母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子 様でございます。

船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子 様でございます。

船橋市私立幼稚園連合会 会長 尾木 修介 様でございます。

船橋市PTA連合会 会長 佐原 摩貴子 様でございます。

船橋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 鈴木 登 様でございます。

千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮 様でございます。

千葉県女性サポートセンター 所長 中村 芳美 様でございます。

千葉県船橋警察署 生活安全課長 小山 毅 様でございます。

千葉県船橋東警察署 生活安全課長 金子 雄介 様でございます。

続きます、市の委員をご紹介いたします。

健康福祉局長 川端 輝彦 様でございます。

こども家庭部長 森 昌春 様でございます。

学校教育部長 日高 祐一郎 様でございます。

皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、川端会長にお願いしたいと存じます。

川端会長よろしく願いいたします。

### 【川端会長】

では、ただ今より、令和6年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議を次第に沿って進めてまいります。

本日の会議は20名の委員のうち、20名全員にご出席いただいております。当協議会設置要綱第10条第2項に規定のある、過半数の定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。また、会議終了後には、会議資料及び会議録を公開し、閲覧に供することといたします。傍聴者の定員を5名としますことは事前に、市のホームページに掲載させていただいております。

なお、事前に傍聴を受け付けました結果、本日の傍聴者は1名ということで事務局から報告を受けております。それでは傍聴の方にこれから入場していただきます。

傍聴の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようお願いいたします。

それでは、本題の議題に入ってまいりたいと存じます。

議題（1）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について、家庭児童相談室から説明してください。

### [3]議題（1）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について

#### 【河南所長】

児童相談所開設準備課 家庭児童相談室の河南でございます。

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について説明させていただきます。

お配りしております資料1をご覧ください。

1、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会について です。

本協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置しております。

本市ではこどもの虐待と関連の深い「DV防止法」及び「女性支援法」も含め「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」として平成19年4月に設置し、行政だけでなく地域の様々な関係機関、関係者の方々と連携して、虐待を始めとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制としております。

2、の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成 をご覧ください。

市内の関係機関、関係者及び行政機関などによる支援のネットワーク構成図となっております。

当協議会が、4つの会議体で構成していることを示しておりまして、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の

4つの会議体を設けて協議を行っております。

本日開催しております代表者会議につきましては、関係機関の代表者の方々にご出席を賜り、前年度の取り組みに対する評価や今後の取り組みなどを協議し、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

2ページをご覧ください。

3、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会 令和5年度の取り組み状況を報告いたします。

①代表者会議についてです。

代表者会議は、実務者会議を円滑に運営するための環境整備を目的として協議を行っております。令和5年度は8月に1回開催いたしまして、各委員の方々より活動報告や意見交換がなされるなど有意義な場となりました。

②実務者会議についてです。

実務者会議は、支援対象児童等に関する定期的な状況把握に基づき、支援方針の見直しや情報交換、課題対応の検討などを毎月1回開催し協議を行う場です。令和5年度は延べ2,526世帯、4,616件の支援対象児童等について報告・協議を行いました。

③個別ケース検討会議についてです。

個別ケース検討会議は、支援対象児童等について関係機関で集まり問題点や支援経過の報告と評価、具体的な支援内容や役割分担などを検討・協議する場です。令和5年度は、対象児童数延べ376名に対し、計1,749名の関係機関の方々の参加を得て延べ175回開催いたしました。

会議出席機関及び出席者数については資料をご参照ください。

3ページをご覧ください。

④居住実態不明児童等対応検討会議についてです。

居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童が発生した場合、関係各課が所有する情報を共有することで、児童の安全を速やかに確認することができることを目的として、構成員を年4回招集し開催する会議です。令和5年度は年間27名、継続4名、延べ31名の児童について調査し、全員の把握ができました。

4ページからは船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱となります。

す。

第6章 第23条の「守秘義務」について申し上げます。

児童福祉法第25条の5の規定においても、協議会の構成員の方々につきましては委員の期間だけでなく、委員でなくなった後につきましても協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。この点につきましてご留意・ご承知くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

#### 【川端会長】

では次に、議題（2）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

### [3]議題（2）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営について

#### 【鈴木課長】

児童相談所開設準備課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは資料2 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営についてという資料をご覧ください。先ほど家庭児童相談室の方から要対協に四つの会議体がございますとご説明いたしましたが、そのうちの一つ実務者会議の運営方法の見直しについてです。近年児童虐待対応件数の増加や家庭環境の複雑多様化により支援を要する児童が増加しております。それに伴いまして、本市でケースを管理している数も増加しております。

また要対協登録ケースの増加に伴いまして、対応困難事例の増加も見込まれ、今まで以上に庁内関係機関の連携や支援ネットワークの構築が重要になるとともに、複雑多様化するケースに対する進行管理の重要性が増してきます。

そのため、関係機関相互の連携機会の強化及びケースの円滑な進行管理を行うため、実務者会議の運営方法について見直しを行うことといたしました。

2. 現在検討している案についてご説明いたします。

まず見直し案の概要でございます。現在実施しております実務者会議、こちら年12回の開催でございますが、こちらを関係機関連携の強化を目的とした全体会議年4回と、ケースの進行管理を目的とした進行管理会議年12回の二つに区分して機能強化を図りたいと思っております。実務者会議を区分する理由、期待する効果については、まず全体会議についてですが、実務者会議においてケースの進行管理を行うほか研修を実施するなど関係機関の連携強化を図っておりましたが、取り扱いケースの増加等により近年では研修の機会等

が少なくなってきました。

今回の見直しで全体会議において事例検討や研修を実施することで庁内外の関係機関と相互理解を深め、支援における質の向上を図るほか支援対象児童等の早期発見、早期対応、虐待発生予防のためのネットワーク機能の強化を図りたいと思っております。

二つ目の進行管理会議については現在の実務者会議では家庭児童相談室が主担当となっている全ケースを概ね3ヶ月に一度書面により報告、情報共有しております。

また、会議では特に協議を必要と判断した2～3件程度を口頭により報告し、各委員より忌憚のない意見を伺うことにしております。進行管理会議を設けることで家庭児童相談室と児童相談所の2者間で、それぞれ主担当となっている全ケースを概ね2ヶ月に一度協議報告を行うとともに、口頭報告を増やすことでスムーズな担当ケースの受け渡しを行うほか、支援の停滞を防ぎよりきめ細かで丁寧な進行管理を行うことが期待できます。

2ページをご覧ください。表に、現在説明しましたものをまとめています。

2番目の実務者会議が今回の見直し対象と考えております。今まで左側の現行、実務者会議年12回、毎月1回行っておりまして家児相ケースの進行管理、書面・口頭報告とあります。書面報告については3ヶ月で全ケースを報告している形ですので、年4回報告している形になります。口頭報告については2から3件程度となっております。

こちらを見直し案ですと二つの会議体に分けまして、現在の実務者会議の形態を踏襲する形で行うのがこの全体会議年4回というものです。事例検討というものは、今まで2、3件ほどしかできていなかった口頭報告などについて、うまくいった事例や具体的な支援の検討などを行うことを考えております。

対面によるケース報告についても年4回とはなりますが、これまでの3ヶ月で全ケースを報告していたものと、年間1ケースあたり4回の報告ペースは変わらないので、現状と同程度の報告はできると考えています。研修の実施とございますが、今までやりたくてもできなかったようなものでございまして、こちらは新たに加えたいと思っており、外部講師による研修や職員による内部研修を予定しております。

もう一つの進行管理会議こちらは年12回行うというもので、主に家庭児童相談室と児童相談所の2者で進行管理を行う予定です。ケースの進行管理は、2ヶ月で全ケースを報告するようなペースを考えておりまして、口頭報告の増加やよりきめ細かで丁寧な進行管理を行う会議としたいと思っております。

3ページの今後のスケジュールをご覧ください。令和6年度中に家庭児童相談室と市川児童相談所船橋支所によるワーキンググループを引き続き開催いた

しまして、運営方法の詳細を検討した上で、実務者会議の構成員の皆様へ説明を行う予定です。

令和6年度末頃に第2回代表者会議を開催いたしまして、変更についてご報告いたします。

運営変更に伴う要綱改正についてお諮りし、令和7年度より変更後の運営体制を可動させる予定としております。私からは以上となります。

#### 【川端会長】

では、一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題（1）の協議会の概要及び取り組み状況、議題（2）、協議会の運営につきまして、どなたかご質問ございますでしょうか。

#### 【川端会長】

ないようでしたら、次に、議題（3）の関係機関の取り組み状況について、お話をいただきたいと思います。最初に、「市川児童相談所」の児玉委員よりご説明をお願いいたします。

### 〔3〕議題（3）関係機関の取り組み状況について

#### ①千葉県市川児童相談所

#### 【児玉委員】

市川児童相談所船橋支所の児玉と申します。よろしく願いいたします。関係者の皆様には船橋市のこども家庭福祉に日頃からご理解ご協力いただいて本当にありがとうございます。

先ほど会長からもお話がありましたけれども、今回児童相談所で関わっていたお子さんが家庭の中で亡くなられたということについて、相談所としても非常に残念で痛ましく思っておりまして、改めて亡くなられたお子さんのご冥福をお祈りいたします。

児童相談所としては、ネグレクトの心配があるというご家庭として、千葉市の児童相談所から移管を受けて関係機関、船橋市の保健センター等と連携しながら必要な対応を取ってきたと考えておりますけれども、このような結果になってしまったことについては非常に重く受け止めておりまして、相談所の対応について県の検証委員会で今後検証してまいりたいと思っております。

それでは資料の中にあります、「児童相談所の対応状況について」をご覧くださいながら、相談所の方からご報告をさせていただきます。

基本的には令和5年度の虐待相談の受付についての詳細を様々なデータで取り上げております。一つ一つ触れるのは時間がかかってしまいますので、概要

だけお伝えいたします。

令和5年度の虐待受付相談の受付件数についてですけれど、市川児相全体としての総件数は、高止まりの状況で、船橋市と同様かなと思っております。虐待の種別ですとか、虐待者別の統計は全国とほぼ同様の傾向にあります。

唯一特記するとすればネグレクトの割合が全国だと15%ぐらいですけれども、市川児相全体では19.8%、船橋市でも18%とやや高い傾向がございます。船橋市の虐待の受付件数については市川児相の4市の中で41%を占めております。

経路としては、警察からの通告が43.9%と一番多いというのはこれまでと変わりません。次いでこども家庭110番と24時間365日の通告受付ダイヤルに入ってくる近隣からの通告、養育者である母親など、そういった方からの直接の相談というのが多くなっております。これらの対応の中で一時保護やむなしということで、一時保護しているお子さんについてですが、市川児相の一時保護所の定員が28名ですけれども、令和6年6月1日時点で保護所の一時保護人数が61名ということで、200%を超えた状況でお子さんを保護している状況です。それでも保護が必要なお子さんが中々減らないということで、他の児童相談所ですとか、里親への保護委託も積極的に行っている状況です。

数で申しますと船橋支所として一時保護しているお子さんは、令和6年6月1日で先ほど所内保護61名と申しましたが、うち25名が船橋市のお子さんになります。

さらに船橋市のお子さんとして、13名を他のところに保護委託をしております、船橋市全体では38名の一時保護のお子さんがあることになります。

保護した後に家庭に帰るのがやはり難しいとなったお子さんについては、里親ですとか施設への長期の分離保護をしていくということになりますけれども、そちらの方の受け皿不足の理由から、一時保護は長期化しております。

その受け皿不足の要因としては、施設の小規模化による定員削減、それから施設の方の人員不足による受け入れの縮小というのが大きいかなと思っております。

里親委託率は少しずつ伸びていますがけれどもやはり特性のあるお子さんですとか、虐待の影響を受けて専門的なケアが必要なお子さんとか、中高生の年長児など、施設等で専門的な支援が必要なお子さんの受け皿が足りないという状況です。この保護の長期化については現状では一時保護所から学校等に通うことが難しい状況なので、こどもの学習とか教育環境にも影響が出ております。さらに先ほど言いましたように200%を超えるような定員超過ですので、生活空間が非常に狭く、被虐待歴があったりとか特性があるお子さん達も多く、

非常に保護所の中でトラブルが起きやすいということであつたりとか無断外出等の要因にもなっているところです。

このことについては県全体として取り組んでいく必要があると考えているところです。

それから児童相談所全体としての課題ですけれども、児童福祉法改正に伴いまして、今年度からこどもの意見表明支援を積極的にやっていくということになっております。

一つはこれまでも行っていましたけれども、児童相談所によるこどもの意見聴取を行っていくということと、それに加えて第三者による意見表明支援事業というのが始まりまして、児童相談所の一時保護所にいるお子さんから、第三者の方に来ていただいてこどもの意見聴取をしていただくということが始まっております。

さらに次年度からは、一時保護の開始の段階で司法審査が導入されることが決まっております。今年度初めに来年度の導入を踏まえて、試行期間が設けられましたけれども、実際に相談所として運営してみると

一時保護した段階で保護者の同意がない場合、7日以内に一時保護状という令状を請求しなければいけないという制度ですけれども、この制度に乗っ取っていくと、ほぼ全件裁判所の方に令状請求をしていかなければいけないということがなんとなく分かってきておりまして、これに伴う児相自体の業務のひっ迫というのも予想されておりますので、これについてどう対応してかというのも相談所としての課題かなと思っております。

それから県としては、先ほど言ったように一時保護したけれども、家庭調整が難しく、里親施設等の家庭外措置になったお子さんのパーマネンシーの保証という観点から家庭外措置になったお子さんをそのままにしない、家庭に帰れるお子さんはきちんとケースワークを継続して家庭や地域に帰していくということに取り組んでいくということにしています。

そのために今年度から各児童相談所に専門チームを作ってそういった取り組みを始めているところです。まずは児童相談所内での取り組みということでもありますけれども、いずれはお子さんが帰っていく地域との連携が必須になってきます。

家庭外措置になった子どもへの家庭の支援継続と支援体制の構築にご協力をお願いしたいと思っております。

先ほど家庭児童相談室の方から、来年度に向けて要対協の運営の見直しを行っているということで、こちらは児童相談所も協力させていただいておりますけれども、その中で先ほど申し上げた家庭外措置のお子さんについても引き続き要対協管理をしていただきたいということをお話しておりまして、今まで家

庭外措置になったお子さんについては一旦要対協の名簿から外れてしまっていたのですが、そうではなくて、引き続き施設、里親に行っても船橋市のお子さんであるということで、要対協の名簿に継続して載せていただきながら、連携して支援をしていければと思っております。

児童相談所からは以上です。

#### 【川端会長】

ありがとうございます。では、次に「千葉県女性サポートセンター」の中村委員よりご説明をお願いいたします。

### [3]議題（3）関係機関の取り組み状況について

#### ②女性サポートセンター

#### 【中村委員】

船橋市始め関係機関の皆様にはDV被害者の相談支援につきまして、日頃大変お世話になっております。ありがとうございます。

県の女性サポートセンターから、DVへの対応状況について説明させていただきます。

当センターはDV被害を始め、女性からの様々な相談をお受けし、併せてシェルター施設として一時保護を行っております。

今年度の4月からは女性支援の新法が施行されておりました、新法に基づく女性相談支援センターとしての位置づけ、そして今は広く困難な問題を抱える女性の支援に当たっているところです。

業務の実績につきましては資料4をご覧ください。電話相談は24時間365日受けておりますが、昨年度は8,898件うちDVに関するご相談は3割弱28%の2,494件でございました。DV相談の内訳、内容は多岐に渡っておりますけれども、近年は殴る、蹴ると言った身体的DVに比較をして、暴言、過度の束縛、長時間の説教などの精神的DVを主訴とする割合が増えております。全体の6割を占めております。3 一時保護の状況につきましては、昨年度は受け入れをした女性は111人でした。このうちDV被害による保護は85人となっております。

また同伴者として107名、主に乳幼児ですとか小中学生、同伴児になりますが受け入れ支援をしております。一時保護後の退所先につきましては、一番下の④の表になりますがけれども、アパート等への転宅が最も多く、次いで母子世帯の場合ですが、母子生活支援施設への入所となる方、また実家や友人知人

宅が退所先となっております。何度も避難と帰宅を繰り返す方もいらっしゃいまして、昨年度は15名の方が自宅に戻るという選択をされています。さらに経済的に困りの方も非常に多いので、例年約半数が生活保護を申請、受給されての退所となっております。シェルターの性質上、一時保護中は自由な外出、また携帯電話など使った外部との通信が難しくなりますので、また同伴児につきましても通園、通学ができない環境になります。センターでは保育士や学習指導員などが職員として常駐しておりまして、所内で同伴時の保育や学習のサポートを行っております。DV被害者も非常に様々な方がいらっしゃいまして、最近では精神疾患など様々な問題を抱えた女性の入所も非常に増えております。

難しい支援となることも多いですが、今後も関係機関の皆様と連携をし、また様々なお知恵もお借りしながらよりよい支援となるように努めていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【川端会長】

ありがとうございます。

続きまして、「船橋警察署」小山委員よりご説明をお願いいたします。

### [3]議題(3)関係機関の取り組み状況について

#### ③船橋警察署

##### 【千葉県船橋警察署・小山委員】

昨年に引き続き、船橋警察署生活安全課長の小山です。

先ほど局長と市川児相からお話しあった通り、船橋市で痛ましい事案が発生してしまいましたが、警察で虐待の可能性があると、恐れがあるということで、事前にそういった加害者となり得る可能性があるということで事件として逮捕するというのは、当然無理な話なのでやはりそれを未然に防止していくというところで、当署でも児童虐待に関して危機一発というのはやはり大きな事案には発展してないですが、危機一発というのはかなりありまして、例えばですけれども、小さな子どもを自宅や、車に取り残して出かけてしまったり、あわや大惨事、危機一髪で保護をしたというような際どい事案というのを非常にたくさん扱っています。

その他、最近多い事案としては行方不明になった児童を保護して、話をよくよく聞いてみたら親から「お前なんか出て行け。」というふうに言われた。その結果警察で認知してネグレクトや心理的虐待として通告しているようなものがあります。

続きまして、DVについてですけれども、DVは現在大きな事件に発展するというものは扱っていません、比較的落ち着いている状況ではありますが、ただそのほぼ全ての案件に関して共通していることは、当事者がやはりどうしてもお酒を飲んで、その飲酒に起因して暴力を振るうといったものが非常に多くなっております。その他、高齢のご夫婦でどちらかが認知症になってしまい、暴力的になり、結果暴力を振るったというような案件も扱っています。

やはりそのような児童虐待に関してもDVに関しても、今回のような会議を通じて関係機関連携して福祉に繋げていければ、未然に防げるのかなと感じております。また児童虐待もDVもどうしても相談窓口が少なくなってしまう土日夜間の取り扱いが非常に多いです。引き続き連携をよろしく申し上げます。

#### 【川端会長】

ありがとうございます。続きまして、「船橋東警察署」金子委員より、ご説明をお願いいたします。

### [5]議題(3) 関係機関の取り組み状況について

#### ④船橋東警察署

#### 【金子委員】

船橋東警察署の金子です。私も2年目になりました。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。資料に沿ってお話しますが、先にDVの方からお話したいと思います。件数的にはDVに関しては年々増えているような傾向にあります。コロナ禍もありましてコロナで増えたというところもあるところですが、また増え始めているというところでもあります。

その中でも原因として多いのがやはり金銭問題。貧困に起因するものであったり、最近はやはりモラハラとか暴言、暴力よりは暴言の方が多いのかなというところで、検挙件数や暴言で事件とするものではないので、暴言に関しては指導がメインになってきます。その懸念に関しまして、やはり暴言だとかご夫婦だと收拾がつかなくなるということもありますので、警察としてはやはり親御さんとか監護をお願いできる場所に広くお願いをして、家族世帯全体で解決を図るという取り組みをしております。

それに加えて記載の通り、DVの関係で保護命令が出るとやはりそれ以上のことをしてくるケースは少ないです。引き続き、警察としても制度として保護命令あるんだよということを相談の段階できっちり説明をして、請求できるものであれば、保護命令についてしっかり指導していきたいと考えております。

また、心理的、身体的虐待に関して、件数自体は横ばいないし減少傾向にあります。未だに、しつけの範囲ということで手を上げる親というのはやはりい

ますので、これに関して、身体的虐待に関しては厳しくまあ危険性が少しでもあるのであれば、警察としても身柄付き通告を検討しているところでありま  
す。実際ここに性的虐待2件と書いてありますけども、これは警察で通告をし  
ていたり情報共有があった場合であります。

それ以外のケースも多々ある状況であります。実際問題、児相さんから連絡  
いただいて事件化する、しないの判断をするというケースが、この数字に乗っ  
てこない部分が結構あるというところがあります。

その点、やはり継父、養父であったり、そういったところからの性的虐待、  
児相さんにお話するというところも多々ありますので、その辺に関しても、警  
察できることをきちんと対応して行きたいなというところがございます。市川  
児相さんからもありました、ネグレクトの比率が高いというところ、2種類あ  
りまして、やはり親の関心が全くこどもにない、というようなところも往々に  
してあります。

それこそ小山課長も言われた通り、帰ってくるな、出て行けと言う親もいま  
すし、逆にこどもの方が親に寄り付かない、家庭に寄り付かないで非行に走っ  
ているという2パターンのネグレクト、それに関して親がもうこどもを見きれ  
ません、と根上げてしまうというケースが多くなっているのかなというところ  
であります。結論的には、このネグレクトに起因するところで当署管内ですけ  
ども、0歳児が亡くなってしまうという案件が発生しております。

なかなか防ぐ術というところも難しいところではあるんですけども、やはり  
より多くの目でそのご家庭、地域のこども達を見てあげる必要があるのかなと  
考えております。関係機関、色々な方々がお見えになられていると思いますけ  
ども、やはり異変を感じたり、こどもにあざがあつたりという場合には警察で  
あつたり市川児相さんの方に積極的に通報していただければと思いますので、  
引き続きご協力のほどよろしく申し上げます。

#### 【川端会長】

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑をお受けしたいと思います。議題（3）の関係機関の  
取り組み状況に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

#### 【加瀬委員】

自連協の加瀬です。

実は私10年ほど前に一宮に虐待を受けたこども達が保護されている施設が  
あるんですけども、そこにお邪魔させていただいて、先生からお話を伺った中

で虐待を受けて育ち、大きくなったこどもというのは自分が親になってこどもを持って80%虐待するというデータがあるんですよ、ということをお聞きしました。

ちょっと私では考えられないですけども、虐待ってそういうものなのかという気もします。そこで今回先ほどから話が出てございます、0歳児のお子さんがお亡くなりになったというケースですけれども、その親御さんに対してはその辺のところ、過去に虐待の例、経験があったのかどうかという、その辺もし差支えなければお話を聞かせていただければと思いますので、お願いいたします。

#### 【川端会長】

市川児相さん、なかなかお答えしづらいところもありますが、ここで答えられる範囲でお願いできればと思います。

#### 【児玉委員】

申し訳ありませんが事案の概要等については、個人情報等も含まれますので、この場ではお答えするのは難しいかなというところでは。

先ほど、一宮の施設でのお話がありましたので、そのことについて少し私の方から申し上げたいと思うのですがけれども、本間先生もいらっしゃっているのでかなりお詳しいかなと思いますけれども、確かに虐待を受けたお子さんが親になって再虐待をしてしまうということもあります。これ虐待の連鎖と言われることもあります。その率が高いということも言われておりますけれども、あまりそのことに我々大人が囚われすぎてしまうといけないのかなと思っております。

必ずそうになってしまうというよりは虐待を受けたお子さんの特性として、やはり人との繋がりがうまく持てなかつたりとか、自分の衝動をコントロールするのが難しかったりとかということが虐待の影響としてあるので、大人になってから、そういうことに繋がりがやすいということは言えるかなと思いますけれども、むしろそうならないための支援というのを、我々大人や地域がどれだけ組んでいけるかということの方が大事かなと思っておりますので、そういったことも、この要対協も含めて取り組んでいけると再虐待を防げるのかなと思っております。もし本間先生の方で補足がありましたらお願いします。

#### 【本間委員】

おんちょう園の本間です。虐待本当に多いです。

だから施設の中でそうならないように、生活をしながら愛情たっぷり与えてあげたいな、という形で愛着関係があまりうまくいかなかったので、けっこうそういう行動が出てしまうので、なるべくと施設に入っている間にそういう関係作りをいっぱい作っておいてあげて、社会に出られる、自立できるように続けていってあげたいという形で、職員の方も指導させていただいております。

一般的にどうしても負の連鎖で出ているのが多いですが、うちにいる子達も年に1回ですけど、卒園した子達が来て、会ったりしますけど、そういう関係は本当に見られない。本当によかったのかな、という感じがしますけど、昔はそんな感じで言われていたみたいですけど、今本当に色々な養護施設の中でゆったりと育てて、愛情深く、高校生だって構って構ってという感じです。

幼児の子に職員が構っていたら、どうしても自分の方に向けてほしいからちょっと悪いこととしてみて自分の方見てよって感じで。本当に今6人でやっていますが、なかなか小学校、中学校、高校生だってすごい愛情が欲しい、愛着関係がうまくいってなかった子が多かったので、愛情を注ぐというか愛着が欲しいというのが分かっているので、本当にゆったりと構ってあげているような現状です。

一宮の時の時代とは少しは変わっているかもしれないですね。今だいぶ色々なお勉強、職員の方もお勉強させていただいていますので、そういう勉強もやりながら、こどもの対応をさせていただいている現状です。

#### 【川端会長】

児玉委員、本間委員ありがとうございました。大塚委員お願いします。

#### 【大塚委員】

補足ですけれども、一宮の施設は、今も性的虐待とかのフォローとかすごく積極的にやっていただいて、私が知っているケースも一宮に行つてすごいよくなつたっていう方はいらっしゃるというのと、あと虐待の連鎖って確かにいつも話に出ますけれど、私が知っている文献としては1/3は虐待の経験があるけれども虐待、自分の自分が親になつた時にこどもに虐待をしない、1/3はまあ普段は虐待しないけどその親の方にすごいストレスがかかった時に虐待してしまう、残りの1/3はやはりこどもに同じように虐待してしまうっていう統計があるので、やっちゃう方が6割ぐらいなのかなっていうと、もしかして80%とか60%はひょっとしてあるのかもしれないですけど、残りの自分は虐待されていたけど、自分のこどもに虐待しなかった人っていうのは、何かっていうとやはり12歳までに親以外のすごく信頼できる大人に出会っていたという

話もあります。だから保育園、幼稚園の先生、小学校先生、後は近所の人とか、親戚のおじさんお婆さんとかそういう人がすごく自分のことを守ってくれた人っていうのは虐待をしなかったっていう話もあるので、やはりその地域の連携とか関わる大人というのが、すごく大事だな、ということでこういう会議もすごく有意義なことにしたいなと思っています。

#### 【川端会長】

大塚委員ありがとうございます。他の皆様で今の話で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 【大塚委員】

質問というか、ネグレクトが多いというので、ネグレクトって発見されにくいものだけでも、多いうことはその周りの人の気遣いみたいな感じで発見されやすい、ネグレクトはもちろんないに越したことはないですけど、多いうことはポジティブに考えてもいいのかなと思いました。あとやはり児相にいる船橋市のお子さんが多いっていうので、今度新しくできますけど、あつという間に定員がいっぱいになっちゃうのかなってちょっと心配はしているので、里親さんとかどうなんでしょう。増えているような状況はあるのでしょうか。

#### 【児玉委員】

市川児相船橋支所の児玉です。里親に関する具体的な数字は今日持ってこなかったですけども、県全体でも3割超えるぐらいの里親委託率ということで、年々委託率は増えておりますし、里親登録数も非常に増えてきているところなので、有効活用が望まれてはいるところです。里親さんというのは、基本的には研修等を受けていただいておりますけれども、一般家庭により近い、それが強みでもあります。先ほど話がありましたように虐待を受けて心に傷を負って、いろんな試し行動も含めて出し方をするお子さんですとか、プラス特性があって対応に非常に専門性を要するお子さんっていうのも非常に多いので、一つはそういったお子さんも見ていただける専門里親を増やしていくっていうことと、まあその裾野を広げていくっていうことで、未委託の方が増えてしまうことはありますけれども、こどもにとっては選択肢が増えるってこともありますので、例えば同じ校区内に里親さんが何人もいれば、一時的な保護の場合は里親さんところに行って、そこから学校に通い続けるということもできますので、そういった意味で里親登録、里親委託っていうのは今後も増やしていかなければいけないなというふうに思っているところです。

【大塚委員】

ありがとうございました。

【川端会長】

ありがとうございます。宮代委員お願いします。

【宮代委員】

宮代と申します。児相における一時保護について、ちょっと教えてください。資料にも3歳未満の虐待相談ということで、448っていう数字がでています。けっこう大きな数字じゃないかなと思うけれども、児童相談所で一時保護なされる場合、いわゆる幼児的なこどもからお預かりできるのでしょうか。どうでしょう、実際は。

【児玉委員】

ありがとうございます。児童相談所の一時保護所でお預かりする場合には、おおむねですけれども2歳以上を想定しております。設備の関係ですとか、人員配置の関係からそのぐらいが一番低い年齢かなと思っております。2歳以下のお子さんについては乳児院という赤ちゃんを専門とする施設がありますので、そちらに一時保護委託ということでお願いしているというところですよ。

【宮代委員】

ありがとうございます。

【川端会長】

ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。もしないようでしたら、次に、議題（4）家庭児童相談室及び女性相談室の取り組み状況について、家庭児童相談室から説明をしてください。

### [3]議題（4）の令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

#### ①家庭児童相談室

【河南所長】

家庭児童相談室の河南でございます。

私からは、資料7-1「家庭児童相談室における相談実績（令和5年度）」と

資料7-2「家庭児童相談室の取組について」説明させていただきます。

まず初めに令和5年度に家庭児童相談室によせられました相談実績について説明させていただきます。

資料7-1をご覧ください。

(1)の「相談件数 総数」ですが、令和5年度は前年度とほぼ同数の1,614件でした。総数のうち虐待相談件数は680件で、相談総数の42.1%でした。

次に2ページをご覧ください。(2)の①、「虐待相談の種別」の内訳です。年齢別でみると、0歳から6歳までの未就学児童の件数が317件、46.6%と約半数を占めております。

また、小学生は239件、35.1%でした。右側の真ん中の円グラフは「虐待相談の種類別内訳」です。

心理的虐待が47.5%と約半数を占め最も多く、次いで身体的虐待が33.5%でした。

②の「主な虐待者」の内訳では、実母が398件、58.5%と最も多く、次いで実父が241件、35.5%でした。

3ページをご覧ください。

③の「経路別受付件数」の内訳ですが、学校・教育委員会からが169件と最も多く、次いで、福祉事務所からが143件、家族・親戚からが123件、近隣・知人からが62件でした。

家庭児童相談室における令和5年度の相談実績についての説明は以上です。

続いて、資料7-2「家庭児童相談室の取り組みについて」説明させていただきます。1ページをご覧ください。

1. 家庭児童相談室の体制についてですが、令和8年度の船橋市児童相談所の開設に向け、職員体制の構築と育成に努めているところであり、令和6年4月1日現在、職員53名体制で対応しております。

児童虐待をはじめ育児不安や特定妊婦、養育上の問題だけでなく、複雑な家族関係や背景、問題を含む相談が多いことから、児童相談所で所長などの職務経験者2名を家庭児童相談スーパーバイザーとして継続して配し、指導・助言等により職員の専門性の習得・向上に努めております。

続きまして 2. 関係機関との連携 です。

家庭児童相談室において要対協管理している要保護児童及び要支援児童について、通園・通学先などの関係機関に対しまして、電話連絡だけでなく直接伺い、日ごろの様子を伺ったり、児童との面接の協力をいただいたりしているほか、書面で情報提供をお願いするなどのご協力をいただいております。

また、船橋市民生児童委員協議会主任児童委員の代表者会議に参加をさせていただき、早期発見や見守りのご協力や、情報交換等の場とさせていただくなど、連携強化を図っております。

母子保健・こども家庭部門とは日ごろの連携だけでなく、特に発達支援に関する情報交換等の場でも連携強化に努めています。

そのほか、こどもの安全確認や連携依頼、情報収集などのための調査依頼など必要に応じて多くの関係機関の皆様のご協力をいただいております。

2 ページをご覧ください

3. 児童虐待予防の取り組みについてです。

(1) 養育支援訪問事業についてですが、子育てに不安を感じている家庭や、養育者の病気等で特に支援が必要と判断した家庭に対し、助産師やヘルパーを定期的に派遣することで、虐待の防止を図る事業です。

令和5年度は40家庭に対し、延べ569回養育支援訪問員を派遣しております。

(2) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク「子育てのヒントを学ぼう」は親支援のためのグループ指導で、こどもとの関係改善につなげ、虐待の予防や回復を図るものです。

1コース3回として開催しておりますが、広く市民への周知の機会を増やすために、受講しやすい1回だけのダイジェスト版も開催しております。

令和5年度は、ダイジェスト版の参加人数が少なかったことから、周知方法を見直すなど工夫したところ、受講者数が増え、アンケートからもこどもへの声掛けやかかわり方などを実践したところ、こどもの態度の変化や笑顔が見られたなどうれしい報告も多く寄せられました。

(3) まちづくり出前講座及び研修等についてです。

まちづくり出前講座は、市民の学習に役立ててもらうために市の事業や施策などについて説明する社会教育課の事業で、家庭児童相談室でも児童虐待の理解と予防に重点を置き、平成24年度より市民からの要望に応じ、随時開催しております。

令和5年度は3件の申請を受け、51名の受講がありました。それとは別に2件の研修依頼がありました。いずれもわかりやすい、との評価をいただいております。

3 ページをご覧ください

4. 啓発活動についてです。

(1) 児童を対象とした相談啓発活動といたしまして、子どもたち自身が相談することができるように、市内の小学校4年生から中学校3年生までの子どもたちが夏休みに入る前に、児童相談啓発カードを配布しました。

同時に 児童相談啓発ポスターも作成し、児童の利用の多い公共機関に配布し 掲示をお願いいたしました。

4 ページをご覧ください。

(2) 児童虐待防止啓発活動といたしまして児童虐待防止法が施行された、11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、町会や自治会、学校、市内公共機関などにポスターの掲示を依頼しました。

また、タクシー協会様のご協力をいただき、市内のタクシー約400台の車体に児童虐待防止マグネットの装着をお願いし、啓発を行いました。

そのほか、保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスターの掲示を行いました。

さらに、市職員に対し、11月に児童虐待未然防止等の基本研修としてeラーニングを実施しました。とても分かりやすかったと評判が良かったため、市職員への啓発及び知識のさらなる向上につながるよう、引き続き取り組みを実施してまいります。

以上、資料に沿って、簡単ではございますが、家庭児童相談室の取り組み等について説明させていただきました。

#### 【川端会長】

次にこども家庭支援課女性相談室から説明をお願いします。

### [4]議題(4)の令和5年度実績及び令和6年度の取り組み

#### ②女性相談室

##### 【こども家庭支援課女性相談室・大塚課長】

こども家庭支援課課長の大塚と申します。よろしくお願いたします。

私からは、資料8「女性相談室の状況」について説明させていただきます。

まず、1. 女性相談室についてです。

女性相談室は、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV 被害者等の相談を受け、自立に向けた支援を行っています。

具体的には、女性の相談員が女性の心の悩みに寄り添い、ともに考え、相談者自身が意思をもって、一歩を踏み出せるよう支援しています。

職員体制、取り組み内容、配偶者暴力相談支援センターの機能につきましては、おそれいりますが、添付の資料をご覧くださいと思います。

次に2. 相談件数でございます。

相談件数は、年間2,500件前後で推移しており、その内、2～3割が暴力に関する相談となっております。配偶者に限定した暴力の相談件数は、令和

5年度は496件となり、経年でみると、やや減少傾向にありますが、一方で、兄弟、こどもとの関係でトラブルが生じているなど、家族関係に関する相談や、精神疾患を患っている女性からの相談が増加している状況でございます。

最後に3の一時保護件数です。

DV被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、一時保護施設、千葉県では「千葉県女性サポートセンター」となりますが、こちらへの入所を県に依頼し、身の安全を確保する場合がございます。

件数の増減をみますと、令和5年度は4件と経年的には減少傾向にありますが、DVだけではなく、児童虐待や原家族とのトラブル、生活困窮、障害をもつ女性の住まいや意思決定の課題など、様々な問題が複合的に発生しており、庁内外の多機関との連携を密に行いながらの支援が必要な事例が増えております。

特に、DV被害と児童虐待は同時並行的に発生していることも多いため、早期発見・早期介入が図れるよう、家庭児童相談室とは密に連携をとり対応している状況でございます。

本年4月1日からは、「女性の福祉の増進」や「人権の尊重や擁護」を基本理念として明確に規定した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、女性支援強化を図るための新たな支援の枠組みが構築されました。

これに伴い、従来の「婦人相談員」が「女性相談支援員」に、「婦人相談所」が「女性相談支援センター」と名称変更になりました。

今後もより一層、多機関と連携を図りながら、DVを含めた女性の幅広い悩みに向き合い、女性の自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。女性相談室の説明は以上でございます。

#### 【川端会長】

ただいま説明のありました。家庭児童相談室と女性相談室の状況、取り組みについてご質問、あるいはご意見等ございましたらいただければと思います。

大塚委員お願いいたします。

#### 【大塚委員】

度々すいません。

資料の7-1で相談件数が増えるというかちょっと高止まりなんですけど、虐待が少し減っているけれど、擁護その他というのが具体的にどういう内容が増えている印象でしょうか。

### 【河南所長】

家庭児童相談室河南でございます。

この相談が非常に増えているということではないのですが、養育上、本当に子育てをしている中で困っているっていう、どうしたらいいだろうとかっていうような相談が非常に多いかなと思っております。ちょっと多いなと思うのは学校とかになかなか登校ができないけれども、どのように支援していったらいいだろうとかっていうような、趣旨のご相談が非常に最近増えているのかなと思っております。

それと同様のご相談が学校とかからも寄せられていたり、それに伴って家族の状況ですとか、そういったところをうまく家庭児童相談室に何とか入っていただけないだろうか、みたいなご相談とかが非常に増えているのかなと思っております。

### 【大塚委員】

ありがとうございます。また不登校増えているので、学校と家児相の連携とか取り組みがちょっと必要なのかもしれないですね。ありがとうございます。

あとついでにもう一つなんですけれど、資料の年齢のところ、やはりその未就学児とか0歳から3歳ぐらいが多いのですが、これはハイリスク妊婦さんからの繋がりとか、妊娠した時からフォローされている人は結構いるのか、それとも本当それまではノーケアだったけれど出産してからやはりストレスが増えちゃって大変になっちゃったっていう方がけっこういらっしゃるのでしょうか。

### 【河南所長】

特定妊婦の数については、手持ちがないのでお答えすることがうまくできないのですが、最近非常に多いのが、週数をけっこう経ってから病院に行くケースとかが非常に増えているかどうかというのはちょっと把握していないのですが、そういった傾向にある女性の方もけっこういらっしゃるのと、あと外国人の方でお金を全然持っていないような方が妊婦で船橋市にいらっしゃるのかというような情報とかで、その対応と、医療機関に繋げる、出産をお願いする、大使館ですとか色々なところとのやり取りですとか、そういったところの対応とかも他の関係機関の方々のお力添えも賜りながらやってはいますけれども、そういった支援が非常に増えているかな、というところがあります。

それこそ本当にお金5,000円しか持たずに、いらっしゃる方とかもけっ

こういらっしゃって、医療センターなんかを受診をさせるのにタクシーも使えないとかと言うので、けっこうな距離を保健センターの方と一緒に歩いて医療センターまで行っていただいたりとかというような支援とかもしていったりとかということで、非常に関係機関と連携を密にして対応しているケースが多いのかなと。0歳児についてはそんな感じですか。答えになっていないかもしれませんが。

**【大塚委員】**

ありがとうございます。一つの機関ではちょっと対応できないようなケースが増えていると思うので、さらに連携を頑張ってください。ありがとうございました。

**【川端会長】**

ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。はい。児玉委員お願いいたします。

**【児玉委員】**

市川児相船橋支所の児玉です。先ほど相談所の報告でも申しあげましたように、一時保護所がかなり緊張感の状況で、そういうことも含めて児童相談所の権限の強化とか介入指導型っていう形ではもうかなり限界が来ているなというふうに現場としては実感で思っています。市町村としては、予防にやはりより力を入れていくということが国の方針でも求められているところかな、と思っ  
ていまして先ほどの報告でも様々な予防に力を入れていただいているかなと思っ  
ています。

昨年度もこの場で申しあげましたけれども、相談所から見て、特に重要なのはショートステイの拡充と充実かなというふうに思っているところです。

現状で船橋市の場合には利用登録のための事前面接が必要であったりとか、10日前の予約制であったりとかということなので、要支援家庭の方が利用するにはやはりちょっとハードルが高いなということであったりとか、緊急時にやはり対応できないということがあって、そうすると結局一時保護という選択肢しかなくなってしまうということが実情です。ショートステイはそのポピュレーションアプローチとして、子育て支援という側面と要保護、要支援家庭の虐待予防という両側面があるということが難しいところで、船橋市も要支援、要保護家庭の支援を担う家庭児童相談室とショートステイを担う課、所管が違うので、そのこともちょっと利用のしにくさであったりとか、連携の取りにくさの要因の一つになっているんじゃないかな、というふうに相談所から見えて

いるところ です。

それで昨年度も申し上げましたが、利用者が利用しやすいってことも一つで  
すし、受け入れる側も受け入れやすい体制整備というのが必要かなというふう  
に思います。当然財政面とか課をまたいだ部内の調整が必要なのかな、という  
ふうに思いますけれども、引き続き是非前向きに取り組んでいただきたいなど  
持っています。以上です。

#### 【川端会長】

ありがとうございます。今のご指摘を踏まえてよく検討、対応していきたい  
と思います。もし現時点で担当がいなくても何か答えられることがあれば  
ですが、なければ今のご指摘を踏まえて対応させていきたいと思います。他に  
委員の皆様からご質問、あるいは市の取り組みに関して、ご指摘ご意見等ござ  
いませんでしょうか。ないようでしたら、次に、議題（５）報告事項につい  
て、児童相談所開設準備課から説明をしてください。

#### [4]議題（５）報告事項

##### ①船橋市児童相談所の設置について

#### 【鈴木課長】

はい、それでは資料 9 船橋市児童相談所の設置についての資料をご覧ください。  
児童相談所の開設に向けた現在の状況と今後の予定についてご説明いたし  
ます。

船橋では、船橋の全ての子ども達の安全で安心な生活を守り、健やかな成長  
と発達を切れ目なく支援する拠点として、市児童相談所開設に向けた取り組み  
を進めております。施設整備の状況といたしましては、当初の予定では令和 8  
年 4 月の開設に向け、令和 6 年 3 月に工事契約を行う予定で進めておりました  
が、入札の不調により令和 6 年 4 月に改めて入札の公告を行い、6 月に工事契  
約を締結し、7 月から建設工事に着手しております。

竣工は令和 8 年 3 月を予定しており、3 ヶ月間の開設準備期間を経て令和 8  
年 7 月の開設を予定しております。

また、専門職の採用や他自治体への派遣研修等による人材の育成について  
は、令和 6 年度より職員の派遣先のさらなる拡充を行い、11 自治体に 33 名  
の職員の派遣を行っております。さらに児童相談所設置中核市として国から政  
令指定を受けるにあたり、事務の引き継ぎや広域的な課題に対し県と市で十分  
な検討が必要なことから、県市児童相談所設置検討会議を設置し、児童相談所  
の開設に向けた準備を進めております。

なお令和 6 年 4 月施行の児童福祉法の改正により、市町村において設置に努

めることとされた子ども家庭総合支援拠点、船橋市で申し上げますと、家庭児童相談室と子育て世代包括支援センター、本市ですと「ふなここ」による一体的な支援を行う、こども家庭センターの設置及び児童相談所との連携体制について検討を行っているところです。これまでの主な経緯と進捗状況については表の通りとなっております。2ページをご覧ください。

主な業務の全体スケジュールを記載しております。施設整備につきましては先ほどご説明した通りとなっております。人材確保、育成についても先ほどご説明いたしましたが、計画的な配置採用を進めるとともに各市の児童相談所に職員を派遣し実務を学んでもらっております。

政令指定協議につきましては児童相談所設置市に移行することに伴い、県より移譲される350項目程度の業務について適正に引き続くことができるよう、庁内検討会において協議、調整を行っています。

また、児童相談所設置中核市として国から政令指定を受けるにあたり、県との人事交流や事務引き継ぎ、社会的擁護に関する里親や入所施設に関する事項について、縣市児童相談所設置検討会議において協議を行っています。システム構築につきましては相談記録や措置委託、里親業務等の管理を行うタブレット型の業務システムの新規導入に向けプロポーザルを実施し、契約を締結いたしました。市町村版のシステムを令和7年3月に稼働し、児相版システムを令和7年度から機能拡充を行う予定としております。里親等の啓発につきましては、一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護になっていただく里親を確保するため、10月26日土曜日に中央公民館、11月30日土曜日に高根台公民館で里親制度説明会を実施する予定です。3. 市児童相談所の整備概要についてです。

整備地はJR南船橋駅から徒歩6分程度のところにございます。敷地面積約3,000平米に鉄筋コンクリート造3階建ての施設、床面積で約3,600平米の建物を建築しております。一時保護所の定員は32名を予定しております。

完成イメージ図はここに記載しておりますが、その他のイメージ図やこれまでの設置検討などについて参考に示していますが、市のホームページに船橋市児童相談所の開設準備についてというページを新たに作成いたしましたので、QRコードなどから読み取ってご覧いただければと思います。説明は以上となります。

#### 【川端会長】

ただいま説明のありました議題（5）の報告事項、市の児童相談所の設置につきましてご質問あるいはご指摘、ご意見を頂戴できればと思います。いかが

でしょうか。

#### 【本間委員】

本当に申し訳ないですけど、今の児童養護施設にしても、母子ホームにしても、どこにしても職員が本当に少ないという現状です。全然集まらない現状の中で、本当に人材確保が辛いところと感じているので、人材確保、育成を十分にやっていただきたいなというのは本心です。

障害児施設もそうですし、介護は介護でそうですけど、児童関係施設も本当に辛いです。365日24時間こどもに接していきやいけないと言って、働き方改革をしている現状の中で人材を集めるというのが一番厳しいところなので、そこをちょっと考えてあげていただきたいなと思って。充実した児童相談所が船橋にできるといいのかなと思っています。

それで、職員も一人当たり何十人も対応するのではなく、本当少ない数をゆっくり見てもらえるような感じで、職員育成していただきたいと思います。毎日ちょっとお会いしたり児相にお電話入れたりして、ケースワーカーとお電話していても、「今不在です。」とか「今外に出ています。」とかというのがあって、「忙しいんだろうね。」とか言いながら、話は聞いていますので、人材育成だけはやっていただきたいなと思っております。それぐらいです。以上です。

#### 【川端会長】

本間委員ありがとうございます。今の人材育成ですとか確保について、もし皆さんからご意見等ございましたらいただければと思いますが、ないでしょうか。ほかに児相に関してご質問等ございましたらいただければと思います。ないようでしたら議題（5）を一旦の終了させていただきます。予定時間だいぶ余っているとところもございますが、本日のこれまでの議題、あるいは議題に関わらず、委員の皆様方から何かご意見ご質問等がございましたらこの場でいただければと思います。

具体的な質問とかが必ずしもなくても、こういうところが課題だとかいうところを市の方にも投げいただければいいのかなと思います。最後に是非よろしくをお願いします。

#### 【大塚委員】

すいません、度々。せつかく年に1回集まっていらっしゃるので、もうちょっとこら辺の連携をやってくれたらなって、常日頃皆さん思っていらっしゃると思うので、できたらこういう場で本当にあげてもらうのがいいかなと思いますけど、保育園さんとか幼稚園さんとかいかがでしょうか。

### 【川端会長】

ありがとうございます。是非遠慮なくと言いますか、常日頃思われている課題など、疑問点などもしございましたら。

### 【大塚委員】

現状というか、最近の親御さんの悩みとかそういうのもいいかなと思うんですけど。

### 【尾木委員】

ちょっと一言だけ。この虐待相談件数の数字を見ているだけでも目頭が熱くなるっていうか、こういう状況がやはりあります。幼稚園の話をしめすと、船橋市には18歳以下のお子さんを持ちの世帯が6万件ぐらいあって、幼稚園に来ている園児数は6千人ぐらいでございます。こういった事案の児相への報告等が、何か事件にならなかったとしても、そういったことが日常的にあります。児相が案件として扱って、個別指導計画等作成にあたって、私たちが相談するのは数年に1件とか、各施設の頻度で考えますとそのぐらいではありますが、でもそこになっちゃいそうな親とか、そういったところを支えていくっていうのは日々たくさんあります。

まあ困っていることというか、船橋市の幼稚園は45園ありまして、全部私立幼稚園なんですね。ですので、行政からの専門的な知識を持った方の派遣であったりとか、そういうのがないので今いる先生達でやはり面倒をしっかりと見ていくという形です。

今現在やっていることとしては、できるだけ安全な環境を提供できるように保護者の方と連絡しっかりと取るとか、教職員のトレーニングをすることになります。それから子ども達や親となかなか信頼関係を構築するのがそういった事件のある親御さんだと難しいところもあつたりするので、担任や園長だけに関わらずいろんな方に相談しながら、信頼関係の構築をして個別支援計画というのを立てて、個別支援をしています。

また保護者には、定期的な相談会とか、育児支援プログラム、情報提供を船橋市の幼稚園連合会でも行ってはいますけれども、なかなかそういうのには出たくないという方もいらっしゃるんで、やはり個別に電話したりだとか、難しい場合がありますが、会ったりしてそういった話を保護者のサポートとしてやっていっているところですね。

それから根本的な原因にアプローチするというよりは、対処療法であつたり、一般論のお話しかできなくて申し訳ないんですけど、教職員の研修として研

修プログラム等を実施したり、危機対応マニュアル等を各園作って対応するといった形で幼稚園ではいろんな配慮を進めているとございます。市の方に分かっていたいただきたいことがあるとしたら、こういった連合が主催の職員の研修であるとか、専門職の方の派遣であるとか、やって頂いているのでありがたいと思っているんですけど、そういったことに関して助けて頂けたらありがたいです。また、去年まで幼稚園児って6, 500人ぐらいたんですが、1割ぐらい1年間で減っています。

1割1年間で減るっていうのは実はすごいことなんです。幼稚園というのはお家にお母さんいる家庭が多くて、働いている方が少ないですけども、そういった家庭がすごく減ってどんどん今保育園にシフトしているというのは社会の大きな変化です。かつてこれまで日本でなかったぐらい共働き化が進んでいるので、やはり何か起きてもおかしくないの、いろんなとこにひずみが起こってきていると思います。こどもが親といる時間っていうのは確実に量として減っている。それが今後これからの日本のこどもたちの成長にどう影響していくのか、本当に信頼できるはずの人に気分次第で叩かれるこどもがいたりとか、こういった時代をなんとか生き抜いてほしいという思いです。

「もう手を出しそうになっちゃった。」とかそういった細かい事案がいっぱい増えていくと思うので、そういった皆さんへのサポートもぜひ進めていただきたいと思います。

### 【豊田委員】

いつもお世話になっております。杉の子保育園の園長の豊田と申します。

ここ数年、やはりそういった虐待等の事案が増えております。うちの保育園も市川児童相談所さんと家庭児童相談室さんの方には大変お世話になっておりまして、ここ数年本当によく連携していただいているいろんな相談に乗っていただいたりとか、その事案に対応する時にはよく私達のいろんなサポートをしていただいて、本当に感謝申し上げます。

ただ日々保育士が現場でそういったいろんな事案のお子さんだけではなく、保護者と接することがとても多いので、保育士にとっては非常に負担になっております。こういったケースにおいては、資格を取り立て、学校出たての保育士に任せられるような事案ではありませんので、そうすると中堅以上もしくはもう10年20年のベテラン保育士でないと対応できないというような今現状になっております。

それと保育士不足ということで、先ほど尾木先生がおっしゃられたようにどこの保育園も本当に保育士がいなくて困っている状態です。数は何とか揃えても今言ったようにやはりキャリアがないと無理なんですね。若い保育士がスイ

ッチが入るようなワードを保護者に投げかけると大変なことになるということも実際経験しております。それはうちの保育園だけでなく、他の保育園さんも皆そのようにおっしゃっています。非常に神経を裂いての対応で、何かあれば市川児童相談所さんの方とも24時間、私は携帯電話の方で連絡を取れるような体制を取っております。

保育園って言うとかどもと遊んでいるだけってイメージがあるかもしれませんが、そういったことはなく、本当に保育士のスキルが今後もっと必要になってくると思っております。でも、研修だけを用意してもらっても行かせることができないんです。子どもを見ることだけでいっぱいですので、そういうところも改善して行ってやっていかないといけないと感じています。正直、船保協の方でも毎回話が出ますけど、本当に生きるか死ぬかという危機的状況です。警察にもお世話になることもありますし、そういった子どもを守るには本当に今私たちは助け合っていかなければいけないし、人手不足をどうにか助けたいです。ただ単に人手不足だよねっていうことではなく、どうやったらスキルを上げた職員を確保できるのかということが今、私立の保育園の中ではどの園長先生達も一番頭を抱えているところでもあります。

こういった会議を年1回、2回と開いていただくと、いろんな先生方の話を聞かせていただいて、大変勉強になるし励みにもなります。私たちだけじゃないんだと思ってちょっと安心しています。

また、市役所さんですとか児童相談所の方とも少し顔が通せるようになって、何かあった時にはお声がけしやすくなるかなと思って、とても頼りにしておりますので今後ともどうぞよろしく願いいたします。

#### 【川端会長】

尾木委員、豊田委員ありがとうございました。今の市の取り組みの中でも、関係機関の連携ということで、幼稚園、保育園との連携の話がありましたけれども、市の方から何か今研修の話だとか、あとは保育士の方の負担、人材確保の話がありましたけれども、市の方で何か追加してお話できることありますか。

#### 【森委員】

はい、子ども家庭部の森です。私立保育園の職員の皆さんの課題については、保育の運営課、入園課が研修等を行うという形でスキルアップを図っていきたくて考えております。また幼稚園の皆さんについても我々できる未就学児への対応ということで、新制度に移ってきていただいている施設もごございますので、そういった施設をメインに今後さらに連携を図っていければと思ってお

りますので、今後ともよろしく願いいたします。

**【川端会長】**

ありがとうございます。他の委員の皆様方からこのような形で、ざっくばらんに課題とかお困りのこと、あるいは市または県へのご指摘などございますでしょうか。

**【大塚委員】**

助けてって言うてくれたらいいんだけど、そんなこと怖くて言えないっていう人が多いので、普段そういう関係が作りづらい人ほど、より寄り添ってあげることが大切です。やはり大人でも子育てしていると不安でしょうがないし、もう自分がいい親だととても思えないみたいな人がとても多いと思うんですね。今しかも SNS で情報が入れば入るほどどうしていいかわかんないみたいな。今の子育てって本当大変だなと思うんですけど、そういう硬い、心許してないようなお母さんほど、こどもを迎えに行った時に先生にちょっと褒めてもらえたりとか、ニコニコってやってもらえたりするだけでも。よく患者さんから、すごく助かっているって話を聞くんですね。本当に今園長先生とかが話を聞いてくれるみたいで、先生が「頑張っているね、お母さん」って言うてくれただけでもすごく助かっているって人がいて、そういうことだけでも虐待のすごい抑止力になっていると思うんです。

確かにベテランの保育士さんがいてくれるに越したことはないし、これから人が増えることがないので、いる人をとにかくスキルアップしていくしかないでしょうけど、本当にちょっとしたことがすごい助けになっているんだっていうのを、是非保育士さんに伝えていただいたらありがたいなと思っています。

**【川端会長】**

ありがとうございます。他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。  
尾木委員お願いいたします。

**【尾木委員】**

議事録をとると思うんで、豊田先生、本間先生がおっしゃったように幼稚園も人材が足りないっていうのがやはり一番大きな問題としてあるので、一応発言させていただきます。やはり同様に、先日養成校という、大学だったり短大だったり、県内の幼稚園の先生の養成校では、「もう来年は募集停止します。」みたいな学校もあったそうです。結局この業界を目指す人が、福祉や児童教育といった現場が大変なばかりで、意識が向かいづらいついていうのがあって、

そっちを目指す人が少ないし、急激な少子化もあるしで、これからその道を担ってくれる若い人がなかなか育っていかない状況にあります。これを変えていくにはもう国が動いてっていう話だと思うので、是非なんとかそういった志を持った人たちがしっかり勉強できるような環境づくりのお手伝いをぜひやっていただけると嬉しいなと思いました。

### 【本間委員】

本当です。この間も養成校のジョブフェスタをやったんですけど、去年は70人、100人近く来たのに今回は30人しか来なかったんですね。えって感じで、それだけなんだろう、意識が変わったのかなっていうのがありました。児童養護施設は社会福祉施設だったんですけど、保育園の人たちは少なかったです。なので、やはり目指す人が少なくなったんだっていうのが現実で、働き方改革で私たちが人手不足だ不足だって言っているのではなくて、どうすれば働きたくなる魅力ある施設になれるかっていうのは考えるしかない。本当に人集めというのが難しい。これだけひどいとは思わなかった。

まあ人口で見たらしょうがないんですけど、もうそこは難しいけれど、やはり職員が笑顔でいれることが大事かなって。保育園だとお母さんがお迎えに来て、「お疲れ様」って言うときもギスギスした顔つきは見せたくはないし、やはり笑顔のある、ゆとりのある顔で接していただきたいなと思っています。

もう一つ、私船橋の方で子育て支援のお仕事をさせていただいていますけど、ベビーマッサージの講座を企画をした時に、やはり参加が少ない時があつて、「あ、こういう時もあるんだな。」と思うけど、さっきも保育園とかこども園に入れているお母さん達が増えてきているから、だんだん少なくなるのかなっていう感じです。一生懸命そちらの方でもプログラムを作ってやっていらっしゃいますけど、本当に来られるような人はいいですけど、来られない人をどういうふうに取り込んでいくか考えていかないといけないなっていうのがあるなと思っています。その時にやはり民生委員の方にお手伝いしていただいたりしているんですけど、やはり民生委員さんって地域の方に行くので、あのうちの人どうしてるかな、とかをよく知っていて、いろいろ情報はもらえるので、そういう地域の人達と一緒に連携してやっていった方がいいのかな、と感じています。先ほどの外国籍の人も来られるような雰囲気の民生委員さんがいればよかったのかなと思いつつ聞いていました。

やはりいろいろな人を取り込んで連携していくのが、一番理想かなと思いました。ありがとうございます。

【川端会長】

ありがとうございます。

他にご質問等ございませんでしょうか。もしなければこれにて本日の議題は終了させていただければと思います。

引き続きいろいろご指摘を賜ればと思います。今日の会議でもお話ありましたとおり、委員の皆様からけっこう多くの目ですとか関係者が地域で見ている、支援していくとか。1機関では対応できないので、関係機関の連携が必要というお話が多くあったかと思います。

児童虐待案件ですとかDV案件につきましては、皆様方のご協力をいただきながら本協議会全体として取り組み、進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回代表者会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございました。